

支部ニュース

団東京

2010年11月 No, 444

発行 自由法曹団東京支部 〒112-0002 文京区小石川2-3-28-201
郵便振替00130-6-87399 TEL03-3814-3971 Fax03-3814-2623
メールアドレス dantokyo@dream.com

- 9条まつり……………高石育子
- 検察庁のトップが最高裁判官になるなんておかしい
国公法弾圧事件の古田裁判官の回避を求める運動を広げよう……………望月憲郎
- 横田基地撤去への確かな ” 第三步 ” にむけて
 - ・「10. 9 沖縄とともに声を上げよう 横田基地もいらない！」
市民交流集会」のご報告……………盛岡暉道
 - ・「10. 9 沖縄とともに声を上げよう 横田基地もいらない！」
市民交流集会に参加して……………金子しず江
- オジさんのエクスターンシップ指導体験……………吉田栄士
- 築地市場問題学習会～ぶっとばせ！ 築地市場移転 **未提出** 中川勝之
- 若手弁護士へメッセージ「女性弁護士として 50年」……………坂本福子
 - ・大塚先生、ありがとうございます。……………泉澤 章
 - ・池田先生の手紙を読んで……………和泉貴士
- 天動説、地動説……………大崎潤一
- 新人紹介 ……………増本志帆
- 12月14日の集会「声をあげよう つながろう
住みよい東京へ」へのご参加を……………横山 聡
- ソフトボール大会延期試合—11月22日(月)に開催！
- 10月幹事会記録
- 日誌

企画が盛りだくさん！ 11月13日11時スタート！！ 『東京・9条まつり』へのお誘い

第一法律事務所 高石育子

1 11月13日（土）11時から！ 東京・9条まつり

「東京・9条まつり」が、13日（土）午前11時から午後8時まで、大田区産業プラザP I Oにて開催されます！

「九条の会東京連絡会」が企画しました。

これは、東京で憲法九条を守る運動、さらには平和・民主主義・人権などの課題に取り組んでいる団体や個人が一堂に会して、自ら発表・表現し、また、多くの仲間とつながり合うための企画です。

と、言葉に書くと堅苦しいですが、『東京の九条の会が一堂に会して交流したい』『とにかく、憲法九条、平和、民主主義・人権をキーワードに、みんなで、盛大にお祭りしよう！』という企画です。



2 まつりの中身は

沖縄エイサーとジェームス三木さんのオープニングスピーチを皮切りに、

- * ジェームス三木さんと小森陽一東大教授によるビック対談
- * 内藤功弁護士、高橋宏弁護士、橋本左内氏による反基地闘争の講演
- * 日野原重明聖路加国際病院理事長、山内敏弘一橋大名誉教授、杉原泰雄一橋大名誉教授、高橋哲哉東大教授らによる講演・スピーチ
- * 弁護士9条の会・おおたによる東京大空襲訴訟、東京大気汚染訴訟を通じたオムニバス企画
- * 首都圏青年ユニオンが教える仕事トラブルの立ち向かい方
- * アカデミー賞受賞「ハーツ・アンド・マインズ／ベトナム戦争の真実」上映
- * ドキュメンタリー映画「しかし それだけではない。加藤周一幽霊と語る」
- * 蓮池透さん、伊勢崎賢治さん、まえきたみやこさんによるトーク
- * 雨宮処凜が学生と語るトークセッション
- * 高校生平和ゼミナールによる高校生しゃべり場企画
- * 杉並九条の歌合唱団、ぞうれっしゃ合唱団、「大西進と金子みすゞの歌」合唱、佐藤真子さんによるピアノ弾き語り、ジャズ演奏、朗読
- * 「五日市憲法」「満蒙開拓団」「旧陸軍登戸研究所」
- * 「九条演芸ホール」「九条寄席」では落語、コント、マジック、ギター弾き語り、ベリーダンス、民謡など

*崔善愛さん、三宅進さんによるピアノとチェロのコンサート
などなど、盛りだくさんの企画が行われます。

と同時に、大ホールでは、各九条の会や団体による、約80ものブースが出店し、
飲食、物品販売、展示、活動報告などなど、わいわいがやがやのお祭り会場です。ま
た、子どものための巨大ぬりえや紙芝居、プレイ広場もあります。

6階建ての会場を、ホールも会議室も、全館1日貸し切りです。

(おお！リッチだ！)

しかも、1000円の成功協力券(カンパ)を購入すれば、入場できます。

(おお！太っ腹だ！)

一日ではまわりきれないくらい多種多様な企画が催されるのに、これがたったの1
000円の成功協力券で行けちゃうとは。まさにお得なお祭りです。

3000人規模のイベントになると予想しています。

詳細は、ぜひホームページをご覧ください (<http://www.9jo-tokyo.jp/link2.html>)

3 みなさんもぜひご参加を

今週末に迫ったこの一大イベントに、団支部の皆さんも、ぜひぜひご参加ください。

また、東京連絡会を応援する法律家の会が、チラシ(1枚5円)と成功協力券(10
00円)の普及の呼びかけをしておりますので、関係する九条の会や団体、市民の方
々へお声かけくださいますようお願い申し上げます。

検察庁のトップが最高裁裁判官に なるなんておかしい

国公法弾圧事件の古田裁判官の回避を求める運動を広げよう

国民救援会 望月 憲郎

「郵便不正事件」で、大阪地検特捜部の検事による「証拠の改ざん」問題が報道さ
れて以来、最高検が乗り出して関係検察官・幹部の逮捕、懲戒解雇、起訴が次々とお
こなわれました。この間これを指揮した最高検の責任者として、伊藤鉄男次長検事が、
ほとんど毎日のように記者会見を行ってきました。10月21日の大林宏検事総長の
謝罪会見は、「ようやく登場」と報道されました。

検察は、多くのえん罪事件で、逮捕したからには起訴する、起訴した事件はなんと
しても有罪とする、そのために証拠の改ざん・無実の証拠の隠匿・自白の強要などを
平気で行ってきた事例が少なくありません。国民救援会は今度の事件を契機に、この
ような検察の悪しき体質の徹底検証・改革とあわせて、検察の違法・不当な捜査を容
認してきた裁判所の責任を明らかにすることを求めて、全国で検察庁と裁判所への申
し入れ活動に取り組んでいます。

この検察の事実上のトップである次長検事をつとめた検事が、いま最高裁判所裁判

官のなかに2名もいます。検察は中央に権力が集中された組織です。重要事件の捜査・起訴には、最高検の許可が必要です。この判断をする責任者が次長検事とされています。一体性の原則の強い権力集中組織の中で長く仕事をして最高幹部までのぼりつめた人物が、1年か2年大学教授や弁護士を務めたからといって、「その良心に従い独立してその職権をおこない、憲法と法律のみに拘束される」（憲法76条3項）と規定された裁判官になったとして、現役検事の意向に反する判断ができるのでしょうか。人間として、長く形成されてきた人格や学識・思考が、裁判官になったからといって豹変するものではありません。

国公法弾圧事件で弁護団が回避を求めている検察官出身の古田佑紀最高裁裁判官（2005年8月任官）は、最高検察庁で2002年8月から刑事部長、2003年9月に次長検事に昇進し2004年12月退官しています。03年5月に起訴された大分・選挙弾圧大石市議事件に関して、木島日出夫衆議院議員（当時）と河野善一郎主任弁護人が、当時最高検刑事部長だった古田氏に面談し不起訴の要請をしています。国公法弾圧堀越事件の逮捕・起訴は2004年3月であり、このときは次長検事でした。同年2月に起こされた立川ピラ事件と大石市議事件の最高裁判決では判決文に名前が無く、回避したと見られます。

国民救援会は、言論・表現の自由にたいする侵害を許さないたたかい・選挙運動の権利を守るたたかいに力を注ぎ、92年から約10年間は、公職選挙法などの言論弾圧事件の起訴を許しませんでした。2000年代に入り憲法改悪、戦争する国づくりをすすめる動きが強化されるなかで、「治安対策」も大きくかじを切り替えて、「対象勢力の危険性を減殺させる上で、事件検挙が極めて効果的」（02年9月全国警備部長会議での佐藤警察庁長官訓辞）と、03年以降一連の言論弾圧事件がおこされました。これを検察庁のトップとして指揮した検察官が、最高裁裁判官となってその審理に加わることなどが、許されていていいのでしょうか。

歴代の最高裁裁判官を調べてみると、現在の任命枠はほぼ裁判官6、弁護士4、学識経験者5（検察官はこの枠から任命）となっているようですが、ほんの一時期をのぞいて2名の検察官出身者が常に送り込まれています。検察出身のもう1人の最高裁裁判官は、横田尤孝裁判官ですが、このひとは東京地検の公安部時代に、東京貯金局事件（83年いっせい地方選挙で公営掲示板へのポスター掲示を国公法違反とされ2名が逮捕、日本共産党の事務所など14カ所が自宅搜索された事件、6ヶ月間のたたかいで不起訴をかちとる）を担当した検事です。

こうしたシステムが、こんにちの日本の「ゆがんだ裁判」を生みだし、裁判所の検察擁護の姿勢を作り出す一端となっているのではないのでしょうか。日本の刑事裁判のあり方を問う世論を広げながら、国公法弾圧事件の大法廷回付、古田裁判官の回避を求める運動を強化して、2事件の勝利めざすたたかいをさらに大きく発展させるために奮闘しましょう。

横田基地撤去への確かな ” 第三步” にむけて 「10.9 沖縄とともに声を上げよう 横田基地もいらない！市民交流集会」 のご報告

拝島法律事務所 盛岡 暉道

おかげさまで「10.9 沖縄とともに声を上げよう 横田基地もいらない！市民交流集会」も成功しました

今年3月の「3.20 横田基地もいらない！市民交流の集い」に続き、先月9日に、福生市民会館大ホールで開かれた「10.9 沖縄とともに声をあげよう横田基地もいらない！市民交流集会」は、豪雨にもめげず、多数の市民が参加して、以下のような成果を上げることができました。



○午前の基地めぐりに約25名が参加—「千葉・囲碁九条の会」の人も ○午前の映画「流血の砂川」上映会に 予想を遙かに上回る約350名が観賞（「よかった」の声しきり）

○午後の集会 午前の映画会からの延べ620名が参加して

講演 若い滝本匠さん（琉球新報東京報道部記者）の、約1時間半の講演で、本土のマスコミがいかに沖縄の状況をゆがめて報道しているかを詳しく明らかにした。

横田基地反対の取組の報告

・「九条の会・あきしま」（どうして九条の会が横田基地問題の学習をするようになったか）

・「横田基地の撤去を求める西多摩の会」（昨年4月からはじめた毎月第3日曜の座り込み行動の反響について）

・「横田・基地被害をなくす会」（横田基地所属米兵の子どもが道路にロープを張って武蔵村山の若い女性に障害を与えた刑事公判の経過—11月12日（金）午後1時半判決言渡予定）

などに、熱心に聞き入りました。

○会場でのカンパ 約21万円

○集会後のデモ行進 豪雨の中450名が参加

「横田基地もいらない！市民交流集会実行委員会」が発足

「10.9 市民交流集会」の「行動提起」に従って開かれた10月31日（日）の「拡大実行委員会・総括会議」（昭島・昭和会館）には、九条改憲阻止の会、市民のひろば・憲法の会、横田基地の撤去を求める西多摩の会、横田基地問題を考える会、平和をめざす戦争展 in 立川実行委員会、立川労連、九条の会あきしま、美堀町九条の会、昭島母親

連絡会、昭島・憲法を学ぶ会、アンポをつぶせ！ちょうちんデモの会、八王子合同法律事務所、羽村平和委員会、立川平和委員会、東京平和委員会などに昭島在住の学生のオブザーバー参加を加えて21人が出席しました。

これは「3.20の集い」後の総括会議と比べて優に倍以上の数で、このこと自体が、「3.20の集い」からの着実な歩みを示すものだと、出席者一同、大変喜び合いました。

【おもな総括事項】

- ・ **基地めぐり** 期待されている。組織的な受け入れ体制をつくろう。
- ・ **映画「流血の砂川」**上映について 大変評判がよかった。今後はこの実行委員会でフィルム or DVD を入手して、上映運動に取り組もう。

「伊達判決」や砂川事件の被告人たちとの学習会も広めよう。

- ・ **滝本匠記者の講演** 本土での基地反対運動こそが沖縄の闘いへの真の連帯であるというメッセージが伝わった。東京新聞の半田滋記者と同じように、今後、この地域での滝本記者の講演の機会が増えるだろう。

- ・ **デモ行進** あの雨なのに、デモ行進中止の声は誰からも上がらなかったのは驚き。参加者の「横田基地を許さない」決意の熱さに感動した。

- ・ **財政** 収入約58万円 支出約54万円 **黒字約4～5万円**の見込み

【全体的な感想】

- ・ 会場の定員は1060人だが、620名の参加は決して少なくない。成功だった。
- ・ 組織動員ではなく、本当に自分からすすんで参加した人々の集まりだったから。
 - ・ 次回こそは、定員1060人の会場を必ず一杯にしよう。
- ・ 横田基地の反対を、地元で、日常的に継続する運動の重要性が認識されはじめている。

・ いろいろな人たち、いろいろな組織で取り組んでいる集会だったことが、成功の原因であるし、今後もこの結びつきを大切に！

・ これから、このいろいろな個人・組織の間での意見や経験の交流、講師の交換など、魅力的な企画を考えよう。

・ 「国道16号線共闘」（横田一厚木一横須賀など）や都内の練馬、赤坂などでの基地闘争との共同行動＝横の広がり大きくすることも考えよう。

【恒常的な組織の発足】

この「実行委員会」を、今後、「横田基地もいらない！市民交流 集会実行委員会」に改組することを決定。

事務局の強化、かんたんな「規約」を決めて、「10.9集会」の参加者、団体に加入を呼びかける。

次回の実行委員会の日程 12月11日(土) 午後1時30分より(会場未定)

私の感想

安保に反対し、沖縄の基地闘争を成功させるためには、東京の私たちにとっては、この横田基地に反対する運動が、何よりも重要だという認識が、ある程度の規模で、徐々に、広がり始めている— 10.9集会に取り組んだ多くの人たちが、今、その確信を強めています。

たとえば、私も10.9集会の1週間前に行われた「第5回日野市民九条の会定期総会」

に呼ばれて「なぜ普天間基地はなくなるのか」というテーマで話をさせてもらった際に、内閣府・政府広報室の「日本の安全を守るための方法」についての世論調査で「現状どおり日米安保体制と自衛隊で守る」という意見が H9 年にはまだ 68.1%であったのが H12 年 71.2%、H15 年 72.1%、H18 年 76.2%、H21 年 77.3%と一貫して右肩上がりに増加し続けているのに対して「日米安保条約をやめ自衛隊も縮小する」意見は H9 年 7.9%、H12 年 5.8%、H15 年 4.7%、H18 年 5.6%、H21 年 4.2% と減少し続けているグラフを示しながら「それは、私たち本土の者が、自分たち自身のまわりの基地に反対する運動をお座なりにし、本土の安保支持の世論を変える地道で困難な努力を怠っているからだ」と述べました。

ところが、その定期総会に出席しておられた日野市民の方が、10.9 集會に数名で参加され、さらに、10.17 の「横田基地の撤去を求める西多摩の会」第 19 回「座り込み行動」にも参加されて、「私たちは、日野で、毎月 9 日に街頭で宣伝しているが、沖縄の基地反対を訴えても、こんな近くにある横田基地のことはただの 1 度も訴えてこなかった。本当に反省している」と、座り込みの人たちの前で挨拶されていました。

このように、私達の第 1 歩の「3.20 市民交流の集い」と第 2 歩の「10.9 市民交流集會」は成功しました。

このあとの第 3 歩、第 4 歩をどのように続け、踏み出して行くか。10.9 集會に取り組んだ人たちは、真剣に、その模索を始めています。

次回の集會の規模についても、2,000 人、3,000 人などと背伸びをしないで、「次は、1060 人の会場を必ず一杯にしよう。そして、何よりも自ら横田基地反対の声を上げる個人・団体を増やすことが大切だ」という確認が深まりつつあります。

私は、この団東京支部ニュースで、しつこく「東京の私たちが、安保をなくし、沖縄の基地闘争を成功させるためには、なにをおいても、横田基地反対の運動を！」と何度も投稿させて頂いているおかげで、「10.9 集會」には、八王子合同の金子さんたちの参加があり、10.31「拡大実行委員会・総括会議」には、あの多忙な尾林団員が出席してくれました。

やっぱり、継続は力だと思います。

どうか、これからも、横田基地反対の運動に、是非とも、皆さんの智恵と力をかしてください。

そして、**次回の 12 月 11 日(土) 午後 1 時 30 分よりの「横田基地もいらない！市民交流集會実行委員会」**(会場未定)に顔を出してみてください。

なにとぞ、よろしくお願い致します。

「10.9 沖縄とともに声を上げよう 横田基地 もいらない！市民交流集会」に参加して

八王子合同法律事務所 事務局 金子しず江

10月8日（土）土砂降りの雨の中、福生市民会館で行われた横田基地の集会に参加しました。

午前が映画「終結の記録 砂川」の上映で、午後は琉球新報記者滝本匠さんの記念講演や活動報告、その後デモ行進という3部構成で、600人以上の参加者がありました。

午前の映画「砂川」は、アメリカ軍の大型機離着陸のための滑走路を延長するための土地測量に抵抗した農民や支援者の活動実録です。体を張って壁になり平和的に抵抗を示す農民らに

対し、測量を養護する警官隊が警棒で殴打し、また、救急車から救護隊員を引きずり下ろすシーンがあるという、警察権力の農民たちに対する生々しい暴行の記録でもあり、また、最終的に農民らが畑と共に平和や地方自治を守りきり、土地収用が中止になった歴史的な快挙を記録した貴重な記録でもありました。

午後の公演では、滝本さんが「沖縄と本土では基地問題に対する温度差がある」とおっしゃっていました。映画「砂川」の中で支援に駆けつけた沖縄の人が「沖縄では土地収用にブルトーザーが来て破壊し、畑は焼き払われた。」というコメントを残しています。東京の砂川では警察隊も警棒でしたが、アメリカの施政権下に置かれていた沖縄の状況は更に過酷だったと推測される証言で、この歴史に裏付けされた温度差をどのように縮めていき、共闘していけるのかが課題だと思われる講演でした。また、基地の周辺での座り込みなどの活動報告もあり、地道な活動を継続している方々に頭が下がる思いでした。

私は、あきる野市に引っ越してきて2年ぐらいですが、「近くに横田基地があるなあ」ぐらいの認識しかなく、本当に無知でした。その「横田」は、アメリカ軍戦闘司令部第13空軍があり、府中から航空自衛隊総司令部が移転してくるという、日米一体化した軍事基地の要になろうとしています。地元住民の緩やかな容認論がある中、その軍事の要の「横田基地」を撤廃しようという壮大な目標を掲げ、どのように活動をし、どのように社会に訴え、どのように世論を形成し盛り上げていくのか、正直私なんかは途方に暮れてしまいましたが・・・、頭は無くても体は動くので、今後も活動に参加していこうと思っています。



オジさんのエクスターンシップ指導体験

八王子合同法律事務所

吉田 栄士

数年前、中央大学の司法試験サークルのOB会長をしておりました。

エクスターンシップの指導担当者をもっと出して欲しいとロースクール事務局から言われ、とりあえず「いいですよ」と言ったら、昨年2月、2名が配属されました。1人は26歳、1人は23歳の男性でした。

初めての指導で2人というのは大変でしたが、事務所でもロースクール生の受け入れは初めてでしたので、事務所をあげて取り組んでくれました。

3週間のエクスターン期間の1日目に、7人の整理解雇事件が飛び込んできました。この解雇事件は、その後3回聞き取りをし受任した事件ですが、整理解雇の実態や受任までの経過をつぶさに見せることができました。

集団訴訟では、沖田事件、布川事件、原爆症認定訴訟、圏央道工事差止訴訟、新横田基地公害訴訟などそれぞれ担当弁護士よりの講義、弁護士会議、裁判傍聴など短い期間内に体験させることができました。そのほか、所員による講義として、「米兵犯罪と損害賠償事件」「最近の消費者被害事件」などを話してもらいました。

ただ、ここまでは集団事務所であればどこでもやっていると思います。エクスターンシップであるからには、やはり実務を知ってもらいたいと思いました。

ちょうど、その時期、私は労災事故の企業責任を追及する裁判をしておりました。事案は、菓子製造工場での機械巻き込み事故です。依頼者は機械のオペレーターでした。事故というのは、機械に右手親指を巻き込まれ切断したのですが、その事故の1週間前に依頼者は帰宅途中、自転車に追突されこの親指を骨折する事故にあい、ギブス、包帯を巻いていました。職種変更を申し入れていましたが、変更されず、かつ、事故日は日曜日で人が足りず、急きょ呼び出されての勤務でした。労災は自転車事故も含め認定されました。しかし、損害はそれではとても補填できず訴訟となっております。ちょうど、会社の安全配慮義務についての準備書面を出す所でしたので、まず、両君に記録を検討してもらい、安全配慮義務についての学説と判例を整理するように指示しました。両君は詳細な判例の整理と意見書を出してくれました。それをもとに準備書面を作成させました。この準備書面もよくできたものでしたが、添削はせず、私もそれに基づき準備書面を作成し、両方を読み比べさせました。実務家との差は、主張点が明確かどうか、断定すべき表現になっているか、判例をどう事案に即して活用するのかなど、整理と主張、表現の仕方などに違いがあります（当たり前ですね）。その点などを話し、学習と実務の違い、司法試験は実務家になるための試験だから短い試験準備期間内にこの点のみがいたらと言っておきました。準備書面は、両君の書面を基本とし、言葉も両君の表現を活用して出しました。幸い、この事件はエクスターン期間内に弁論準備手続があり、両君も同席させてもらい、提出した準備書面については、裁判官から「よく整理された準備書面ですね」とおほめの言葉してもらいました。ロースクール生が作ったとも言えないので「ええ、まあ」とか言うておきましたが、両君には「君たちが作った書面は、実務にも十分通用するよ」と言いました。彼らは後日、このことが自信につながったと言っておりました。

最終日は、先の整理解雇事件で、解雇された7人全員と受任契約を締結しました。これもけじめになりました。夜はまとめの宴席を設け、3人でゆっくりと食事をしました。

その後、何度かメールをよこし、今年の司法試験は両君とも挑戦することを聞きました。そして、結果は2人とも見事、初めての挑戦で合格しました。

両君から合格の連絡をもらいましたが、エクスターンシップが大変よかったと言われほっとしました。この10月に事務所に2人で来てくれ、祝いの宴を持ちました。そのときも、労災事故の準備書面作成の経験がよかったと言ってくれました。初々しい、未来のある若い人との語らいは楽しいものでした。

私は今年もエクスターン指導をやっております。

ロースクールの問題、司法研修の問題は多くあります。しかし、生のロースクール生がどのようなことを考えているのか、どのような生活をし、どのような問題をかかえているのか、これは実際話してみないとわかりません。話を聞くと、司法試験の受験が終わると同時に、就職活動も始めるというのが実態のようです。大変なことです。素直で優秀な人材を確保するため、給付制の復活を含め、やることは多いですね。

これからもオジさん指導員を続けてみようかなと思っております。

築地市場問題学習会～ぶっとばせ！ 築地市場移転

事務局次長 中川 勝之

若手弁護士へのメッセージ 女性弁護士として 50年

渋谷共同法律事務所 坂本 福子

私が弁護士になったのは丁度60年安保の年。当時の修習生は1期300人、12期はこのうち女性6名でクラス1名だった。何をしても「だから女性は・・・」という感じでイヤだった。以来50年、女性の権利は大きく進展してきていると思う。

丁度この60年代から女性達が職場における差別をなくし自らの人権確立のため裁判まで起こして闘う（当時はまさに闘い）という時期であった。66年、日本で最初の裁判といわれる結婚退職制に対する判決が勝ち取られた。この判決は大きな波紋を呼び裁判に起ち上がる女



性達が出てきた。

判決は憲法の「平等は基本的人権」という視点から挑んでいる。即ち憲法13条の個人の幸福追求権、そして14条の平等の権利、その上にたつて基本的人権は侵すことができないものとし、結婚の自由は24条に、働く権利は27条に規定されており、「もし結婚しようと思えば職場を去らねばならない」「働き続けようと思えば結婚を諦めざるをえない」結婚退職制はこの基本的人権の二つの中の一つを奪うことになるとしてこのような制度は就業規則、労働協約、労使協定、労働契約等のいかなる締約も許されず民法2条（当時1条の2）同90条に反し違法としてのである。

私が最初に担当したのは東急機関工業の「女子30歳定年制」のケースであった。このケースは67年春闘賃上げと引き替えに女性30歳以上の解雇であった。組合大会が開かれたが、女性は全員反対し何人かの男性も強く反対したが多数決で提案が受け入れられた。元原告の志賀さんら8名の女性がこの協定に該当した。

8名の女性はこれまで会社に勤務したベテラン社員でありやめることには全員不同意であったが、家庭の事情等で結局志賀さん1人が提訴した。

この時私は、女性に対する家庭の重圧を改めて実感した。志賀さんには子供も無く、夫は公務員で二人の生活は何とか確保できる状況、そして夫は彼女の提訴に極めて協力的であった。以来私は家庭の平等なくして職場の平等がないことを痛感し、平等は社会の中で相互に関わっていること、平等権確立への運動はあらゆる観点から取り組む必要性を身を以て感じた。ILOでも1981年、「家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇」に関する条約（156号）を採択している（日本も1995年批准）。同時に忘れられないのは、志賀さんが事務所にみえたとき彼女は前年判決された住友セメントの判決を握り占め「先生、女子30歳、男55歳という定年制は憲法違反ではないですか？」と言われたことは私の脳裏に刻み込まれた。前年の結婚退職正反対の運動のが彼女を裁判を決意させる道に導いたのである。

こうした差別は単に女に生まれたというだけでの差別であり、差別は絶対に許せないというのが、30歳で職場をさらねばならないという女性達の共通した思いであり、提訴はしなかったが志賀さんの裁判運動を絶えず支えてくれた。この支えは志賀さんをどんなに励ましたかわからない。当時民放では女性の30歳、25歳定年がざらであり民放労連あげて、その撤回運動が組まれていた。志賀さんはこれこうした運動とも呼応して運動を拡げた。しかし、志賀さんも私も裁判をやりながら、羨ましかったのは民放労連が組合あげての運動に取り組んでいたことである。東急機関の場合は、組合が協定を締結したため、志賀さんが1人放り出された状況からの立ち上がりであり、しかも組合の上部組織は当時闘う総評加盟の組合といわれた全金で、多くの組合に支援のお願いにいったが、同じ組織に加盟しているということで、同情はしてくれたもの支援には至らなかった。しかし、地域等の労働者や女性達の支援の中でその運動を拡げていったのである。今だったら、30歳定年制なんて裁判で負けるはずがないと一笑に附されそうな事件といえようが、定年差別を争った最初の事件だけに弁護士は法律構成にも苦勞した。勿論運動でも多くの苦勞があった。しかし、こうした彼女たちの苦勞を乗り越えて権利は獲得され、次世代につなげてきたのだと思う。その後こうした定年差別はなくなったものの裁判闘争に立ち上がったのが賃金差別問題である。

そして、我が国最初の賃金差別裁判という秋田相互銀行の A コース、B コースと言うように別れ、26歳になるとこのコースに賃金差別が現れ、低賃金にとどまる B コースに女性を、高賃金になっていく A コースに男性をとというような男女別賃金とわかる賃金体系であったその後今日に至る複雑な職務職能給、採用時からのコース別雇用等への複雑な差別賃金への闘いへと、企業のやり方に対応してそれなりに理論構成は違ってくる。

私は、女性達の自分の権利確立というより、この権利確立を次へつなげたいという思いから苦しい裁判まで起こして頑張ってきていることをこれまでの差別裁判を通じて実感し、そして多くの人達から学ばせてもらった。同時に裁判も大きくこの運動に貢献すること。そして彼女たちが苦勞しながら、弁護士費用を支払ってくれることに対しては、共に運動する中で裁判この事件に勝つためにどうするか理論構成は、弁護士としての大きな任務であることを強く感ずる。そのためには、様々な学者の理論を聞き、また意見書を書いて頂いた。当初の30歳定年制については松岡先生に、そして芝信用金庫の賃金差別のように資格と賃金が結びついた賃金体系では、昇格を伴わねば賃金は上がらず、昇格の理論付けに悩み、西谷先生にお会いしたときに「毎年昇格しないのは企業が昇格させない」という作為論にヒントを得、昇格しないことは不作為ではないのだ。この主張を展開し、また西谷の先生から意見書を頂いた。判決はこの理論を用いている。その他の事件も多くの学者の理論を患わし幾つかの意見書も書いて頂いている。

未だに存在する女性差別、人間の平等に生きる社会にするために法理論の構成はそれなりにぶつかっていかねばならない。

そして更に判例だけでなく立法へと結びつけることの重要性。判例は動くが法律となればそれはそれなりに運用できる。均等法の要求もこうした女性達の身を以て経験した中から生まれたものである。均等法の成立時は国民の要求とは遠かったが、改正されて行くのは私達の要求実現の一つの進展である。国際的にも国連やILOで平等への観点が問われているとき、これらを利用しながら人間が生きる社会の平等への進展が進められるのではないだろうか。今後の若い世代の方達の社会発展のために是非期待したい。

大塚先生、ありがとうございます。

東京合同法律事務所 泉澤 章

拝啓 今年はいつになく異常な猛暑続きで、日本にはもう、冬など来ないのではないかと考えていましたが、さすがに11月ともなると、冬の気配がしてきました。気温の上下が激しい毎日ですが、いかがお過ごしでしょうか。

先生、先日、自由法曹団東京支部ニュース第442号で、先生の文章を拝読いたしました。

題名になっている「1949年から63年まで」とは、松川事件が発生した年から、最高裁で検察上告が棄却され、全員無罪が確定した年までを指しているのですね。一審で5名もの被告が死刑判決を受けた松川事件が、戦後最大の権力による謀略事件であったことは、すでに歴史的な事実として定着しました。さらに、松川事件の無罪判決までのみちのりは、現在も自由法曹団に受け継がれている「大衆的裁判闘争」のかたちを作り上げ、国民による裁判批判の重要性を広く世に知らしめました。そして、この松川事件の発生から

無罪判決に至るまで、先生が、それこそ命懸けで事件に取り組んでこられたことは、多くの人びとの知るどころとなっています。

ただ、今回の文章にあるように、先生が松川事件とほぼ並行して、というか、いわば重層的な状態で、平事件や三鷹事件も担っていたということを知る人は、現在どれほどいるのでしょうか。私などは、先生が松川事件のほかにも重大事件を複数受け持ち、それぞれ重大な役割をやり遂げたことに驚嘆するとともに、自分が先生と同じ立場になったことを想像しただけで、その責任の重さに、思わず身震いがしてしまいます。特に、1949年といえば、未だ日本は米軍の占領下です。憲法秩序の外にあるとされた占領軍と政府との結託による、まさに超法規的な巨大権力犯罪に立ち向かうことは、文字どおり命の危険性さえあったはずです。しかも、日本の敗戦からまだ数年しか経っていないこの当時、共産党員や労組員の弁護をすることが、必ずしも万人の理解を得られなかったであろうことは、想像に難くありません。そのような時期になぜ、先生方は、これら困難事件の弁護に、全力で取り組んでこられたのでしょうか。

現在は、一見、先生方が権力に抗してたたかった時よりも、はるかに私たちを支える人びとの基盤は厚く、自由や民主主義を求める国民の権利意識も高いように思えます。しかし、いざ本当に自由や民主主義を護らなければという段になったとき、本当に人びとが立ち上がり、政府や財界、マスコミ権力に抗することができるのかといえば、残念ながら、不安になることが往々にしてあります。むしろ、様々な情報が交錯し、自らコントロールすることができなくなった私たちは、時として、羅針盤なくさまよっているように見えてなりません。刑事司法の一局面でいえば、私も弁護士として関与した足利事件などで、あれほど捜査機関による取調べの問題が取り上げられても、可視化法案の一つさえ、現時点では一向に進む気配がありません。そうこうしているうちに、また新たなニュースの発生にかき消され、重大な問題はそのままになるのではないかと、やりきれない思いがつのつていました。

そのような時に、先生の文章をあらためて読み、私は自分の小ささを今更ながら思い知らされました。松川事件をはじめ、先生方がやってきた事件への取り組みは、まさに自由や民主主義の獲得過程と同義なのですね。そして、先生方は、その時代の局面局面で、弁護士として最大の力を振り絞りつつ、少しずつ歴史を進めてきたのです。私は、先生たち先人の歩みを学び、弁護士として自分の足下をよく見ながら、あらためてもう一歩、歩を進めようと思直しました。

先生の文章は最後に「東京合同法律事務所よ、ありがとう！」という言葉で締めくくられていますが、元気をいただいた私たち後輩こそ、先生に御礼を言わなくてはなりません。

先生、ありがとうございます。そして、これからも末永くお元気に、私たち後輩を指導してください。

敬具

池田先生の原稿を読んで

八王子合同法律事務所 和泉 貴士

1 はじめに

池田先生の原稿を、私の世代と比較しながら読ませていただきました。

いろいろ思うところがあり、紙面の関係上全ては書ききれませんが、感想をいくつか書いてみたいと思います。

2 「組合」の存在意義に対する認識の低さ

最も印象に残ったのは、最高裁による裁判官の統制が露骨になってきた当時の生々しい記述でした。長沼ナイキ基地訴訟以降、最高裁の人事権による支配とそれを無抵抗に受け入れてきた裁判官の姿は、非常に残念なものに思えました。

私は、昨年、デンマークに行きました（C OP 15で地球温暖化防止を訴えてデモ行進などをしてきました。）が、その際に、当地の社会制度についても学ぶ機会を得ました。日本では「3人よれば文殊の知恵」という言葉がありますが、デンマーク人は3人よればまず組合を作るそうです。個人の権利の防衛は個人の力では決してなしえないということを、デンマーク人はごくごく当たり前のこととして知っています。

これにひきかえ日本はどうでしょうか。最高裁の統制が日増しに強くなってきた当時、裁判官たちは組合を作ることを考えなかったのでしょうか。個人の権利救済は裁判などを通じて個人の力で行えばそれで十分である、当時の裁判官が権利救済についてその程度の理解であったとしたら、社会的権力とそれに対抗する個人の力学関係に関する認識が全く欠けていたと言わざるを得ないでしょう。残念ながら、今も昔も、日本は極端な「自己責任」社会のように思います。

3 百里基地訴訟の意義

私は、戦後の日本の政治体制は、中南米諸国などと同様、ある種の「開発独裁」制度であったと理解しています（古くは田中角栄、現在で言えば小沢一郎など）。開発利権と一党独裁による民意の封殺、このいびつな制度を維持する装置として、安保体制は非常に大きな役割を担ってきたと思います。百里裁判は、この日本の政治体制の異常さを世に問うことに成功した稀有な例の一つだと思いました。私の世代は憲法訴訟というものに必ずしも慣れていませんが、私も過去の例を学び、いずれは憲法裁判をやりたいと思いました。

4 日本の司法の将来展望

そろそろ紙面も尽きてきましたが、最後に将来展望について述べます。

社会の変化とともに反動攻勢の圧力も衰えて来ているようにも思います。池田先生もご指摘のとおり、良い判決も徐々に増えつつあるように思います。一方で、裁判官、検察官もマニュアル人間化も顕著になりつつあるように思います。私たちの世代は、全てがあらかじめ語り尽くされている世代、前の世代によって社会のルールがしっかり敷かれている世代です。理想を語ればもっと現実を直視しろと言われてしまう。裁判の勝敗は要件事実でゲームのように決められ、修習生の給費制廃止により個性的な人材が法曹となるチャンスも失われました。無関心・無理解が生む新たな反動の芽を、私たちは摘まねばなりません。以上、まだまだ課題は多いですが、社会自体が大きく動きつつあることは事実です。社会が少しでも良い方向に動くよう、これからも努力していきたいと思います。

天動説、地動説

大きな仕事をやりとげ、大舞台から降りたとき、ほっと空を見あげてみたくなる。空に浮かぶ太陽や星を眺めてみる。

太陽や星の天動説から地動説への転換はまさに思考の革命だっただろう。では、思考の一番の変化は何か。動かないと思っていた大地が動いていること、不動、不変と思われていたことが実は変化すると気付いたことか。世界の中心と考えていた地球が単に惑星の一つだったということか。そして天動説を支持するのはそうした変化を拒否した非科学的な思考だったのか。



ところで地動説の証拠は何だろうか。明々白々の証拠があれば天動説は生まれない。地動説の証拠は観測が難しい。証拠の一つに年周視差というものがある。地球は太陽の周りをまわっているので季節によって位置が違う。そのため同じ星を見ても季節によって角度の差が表れる。その差が地動説の証拠になる。

ティコ・ブラーエという天文学者が年周視差を観測して地動説の証拠を見つけようとした。しかし年周視差を観測することはできなかった。その結果、ティコは地動説を否定してしまった。

ティコが年周視差を観測できなかったのは観測がまずかったからでも、天動説を支持していたからでもない。星の距離があまりに遠すぎたために当時の技術では年周視差の観測が不可能だったからである。

地動説は古代ギリシャのころからあり、その説は天地がひっくり返るほど革命的というわけではないだろう。天動説の立場でも地動説を理解することはできる。もし太陽に人間がいれば、天動説通り太陽が動いているとしても、太陽にいる人間は太陽が動かず地球が動くと思うだろう。金星や火星にいる人間は金星や火星を宇宙の中心と思うだろう。とすれば地球が不動なのか、地球が宇宙の中心なのかというのが問題なのではなく、人間が生まれた星がたまたま不動の星、宇宙の中心だったのか、それとも宇宙の中心の周囲を回っている星だったのかということになる。とすれば地動説か天動説かは世界観においてそれほど違いがあるわけではない。単に人間が生まれた星の偶然に関することに過ぎないから（もちろん、すべての星が動いている＝どこにも宇宙の中心の星はない可能性もある）。

地動説が本当に革命的なのは、宇宙の広さがそれまで人間の考えていたよりもはるかに、はるかに大きいということを知ったこと、認識せざるをえなくさせたことだろう。なにしろ星の距離は光年で測るほどである。光日や光月ではない。しかも最も近い恒星でも4光年以上ある。マゼランの世界一周は約3年だったが、光の速度でその期間を移動しても次の星に到達できないのである。この宇宙の大きさの認識こそが思考の革命だったのではないだろうか。

で、この文が団支部に何か関係があるかというとなんもない。仕事が終わって、みな注目から解き放たれ、天を仰いでこんなことを考えてみるのはどうだろうか。なおこの文は筆者が勝手に想像したもので真剣に受け取らないように念のため申し添えておきます。

※ 星と星との距離は変化するので、星が地球に近づいたときに人類がいたら（かつそのとき人類の文明が星の距離を測れるほどに発展していたら）天動説、地動説の運命は変わっていたのかもしれない。100万年後、1000万年後にはどうなっているか。

※ 太陽と地球の距離が遠ければ年周視差が観測できたかもしれない。地球が海王星の軌道を（冥王星は惑星でなくなったので）まわっていたらどうなっていたらだろうか。

ソフトボール大会延期試合— 11月22日（月）に開催！ もちろん、懇親会はあります！！

雨で延期になった22回ソフトボール大会の開催日は11月22日（月）、。午前10時～午後4時におこないます。会場は 大井ふ頭中央海浜公園 スポーツの森 野球場です。現在、チームエントリーは、混合チームもふくめて7チームです。弁護士・事務局の個人エントリーをただいま募集しています。〆切は11月18日（木）です。是非多くの方の参加をお待ちしています。審判員も募集しています。チーム参加費は2000円、懇親会参加費は2500円です。

申し込む個人の方はファックスしてください。東京支部FAX 03-3814-2623

12月14日の集会「声をあげよう つながろう 住みよい東京へ」へのご参加を

事務局長 横山 聡

東京社保協、東京地評、都民連の呼びかけで、12月14日午後6時45分から、上記の集会を開催することになりました。団支部は都民連の世話人会に参加しています。東京都政が都民の暮らしを守り、都民のためにより役に立つ政策を実施し、都民の権利を侵害しないように、参加諸団体とともに情勢と政策を議論し、行動するための会議体です。

そこで、このたび石原都政3期12年を検証して、いかに都政が弱者に対して冷たいものになったか、都民の生活や仕事を支える力が削られたかを数字で確認したところ、とんでもない結果が出たのです。その結果が「数字で見る石原都政12年」です。革新都政が実現していた福祉の都政がいかに破壊されていったかが、ここには如実に表れています。

待機児童の増加、認可保育所の認証保育園への切り替え、都立病院の廃止など、福祉・医療の分野をはじめとして、都民生活を切り崩して、その費用で環状道路の整備を行うなど、都民不在の都政を実施していることは明らかです。このことをさらに詳しく学び、2011年春の予定されている都知事選挙へ向けて、「われわれが求める東京」をイメージして、その実現に努力する都知事候補を応援したいという学習決起集会です。

まだこの時点では、革新勢力をまとめ上げる候補者が決まっていないかもしれませんが、候補者が決まらない時点でも、東京をどのように変えてゆくべきかを議論してイメージをもつことは重要だと思います。ぜひこの集会に参加し、本当に「ずっと住みつけたい」といえる東京、「私たちの街」と「誇れる東京」を議論してみませんか。多数の皆さんがご出席くださるよう、お願い致します。

★当日のピラを、事務所ごとにいれおきました。是非、多くの方々にお渡し下さい。

10月幹事会議事録

出席者 11人

1 ソフトボール大会（10月29日（金））

- ・中止に決定
- ・11月22日（月）に再設定・呼びかけ、足りない場合はチーム統合をあっせんする、5, 6人でもいれば登録を求める

2 支部総会

- ・2月25日（金）午後1時～26日（土）正午、11月の支部ニュースで案内する
- ・学習会の講師は渡辺治一橋大学名誉教授に決定、情勢について話してもらう
- ・前回議案書は事務所で印刷、報告集は外注に出したが、今回は報告集も事務所で印刷
- ・議案書は事務局長が分担を決めて次長が起案する
- ・特別報告は事務局が分担して団員に提出を求める
- ・特別決議は時期を見ながらテーマを決める
- ・選管、監査候補は事務局長が決める
- ・新63期の勧誘、懇親会が歓迎会、付添の先輩弁護士も来てもらう、新人のプロフィール（簡単な一覧表）を準備しておく

3 築地市場問題

- ・「市場を考える会」に申し入れ、今後予定されるデモに参加する
- ・運動が広がりきっていない、現地調査をしてみてもどうか
- ・顔つなぎが大事、卸売市場法を読んだ上で

4 都民連東京湾バスツアー（10月30日（土））

- ・臨海部に矛盾が集中している、開発したくなるのだろう
- ・支部としても企画できないか、年明けに見学実施してみてもどうか

- ・渋谷共同では築地見学を企画したことがある
- ・駐車場になっているのに使われていない，一度コンサートで使われただけの場所あり

5 支部ニュース

- ・築地市場問題（中川）
- ・総会案内は11月にも（横山）
- ・先々上条団員に憲法会議の記事を依頼する
- ・定数削減問題，12月中に民主党内でまとめると言われるが，その記事を頭においておく，やるといったことをやらない政権だが

6 東京9条まつり（11月13日（土））

- ・プログラム作成中，1階のブース80くらい
- ・内容が非常に充実している
- ・山本団員から警備の要請，南部から宮川団員，支部事務局から平松，横山各団員が担当

7 本部総会の感想

(1) 刑事司法

- ・裁判員制度についての反応はかんばしくなかった
- ・支部の企画及び冊子を紹介した後，被告人の選択権について難しいと発言した，賛同する発言もあったが，弁護人の職責という発言もあった
- ・団本部の緊急改善要求の内容がどうなったのか，把握もまだ
- ・証拠開示については意見別れる
- ・公判自体というより公判前に関心
- ・実際の問題はあがってきていない
- ・これまでの裁判員裁判は情状がほとんど
- ・評議の非公開は研究を妨げるもの
- ・林団員，どうせ自白事件なのに被告人5件もやった，辟易したとのこと
- ・経験者でないと話せない雰囲気があった
- ・選択権認めるなら視点がないといけませんが，刑事手続で選択権というのはあるのか
- ・アメリカでは選挙が近づくと陪審が増える，極端，被告人は選択できるが，弁護人の意見を聞いて判断している
- ・無罪推定の感覚は裁判員もあるのかなという印象
- ・えん罪と重い事件が混じることもある
- ・裁判員は要素ごとでは傾向あるかもしれないが再犯を気にしている
- ・裁判所は公判前で心証を作って，公判でコントロールできるように考えていた
- ・殺人未遂（空き缶つぶしていた人を刺した）事件を担当した，未必の故意，自首，責任能力が争点だったが，示談考慮されなかった。8年求刑で5年の実刑，5人の弁護人で担当
- ・家庭内の事件でないと執行猶予付かない

- ・被害者尋問，修習生は弁護士からするとやさしく聞いていたと思える尋問を厳しい尋問と思ったそう

8 街頭宣伝&労働・生活相談会

- ・11月17日（水）午後4～6時，北千住駅前
- ・12月9日（木）午後4～6時，中野駅前

9 給費制問題

- ・11月1日施行前の給費制存続は無理
- ・署名は集まっているが，見通しを示さないといけないのでは
- ・防衛大学の例とかあるが全部卒業して役人になるからが公費負担の根拠

日誌 10月5日～11月17日

- 10月 4日 自由法曹団治安警察委員会
- 7日 自由法曹団大量解雇阻止対策委員会
- 12日 支部事務局会議／自由法曹団将来問題委員会
- 13日 自由法曹団司法問題委員会／自由法曹団事務局会議
- 14日 自由法曹団「国会改革」・比例定数削減阻止対策本部／自由法曹団改憲阻止対策本部
- 16日 自由法曹団労働問題委員会
- 20日 自由法曹団貧困問題委員会
- 23日 自由法曹団愛媛松山プレ企画
- 24日ー25日 自由法曹団愛媛総会
- 28日 支部幹事会
- 11月 5日 常任幹事会
- 8日 支部事務局会議
- 9日 自由法曹団司法問題委員会
- 11日 自由法曹団市民問題委員会

先生と職員の皆様をお守りしています!

全国弁護士グループの団体所得補償保険

- ◎保険期間中に病気やケガで就業不能になったとき、月々の収入を補償します。
- ◎1年又は2年間安心して療養でき、保険料は25%引き(団体割引25%)です。
- ◎保険期間中無事故の時は、払込保険料の20%が戻ります。
- NEW! ◎所定の精神障害(うつ病等)も補償の対象になります。

【保険料表】

(スタンダードプラン・A型・支払対象外期間7日・

保険期間1年・1口保険料単位・円・保険金額10万円)

◎入院による就業不能支払対象外期間0日タイプや
支払対象外期間4日タイプもご用意しています。

◎傷害による死亡・後遺障害の補償について
も、所得補償保険金額の50倍または
100倍型で1億円を限度として組合わせ
ることが出来ます。

◎病気で保険金を受け取っても、継続する
ことが出来ます。(通算支払1,000日まで)

◎最高89歳まで継続が可能です。
(新規のご加入は満69歳までとなります。)

◎半年払(1月・7月払込)は、月払より
更に6%以上保険料が割安です。

対象期間 払込方法 年齢	1年		2年	
	月払	半年払	月払	半年払
25~29才	820	4,600	990	5,560
30~34才	1,000	5,640	1,250	7,030
35~39才	1,260	7,070	1,640	9,190
40~44才	1,570	8,810	2,100	11,820
45~49才	1,870	10,510	2,540	14,290
50~54才	2,170	12,210	3,000	16,880
55~59才	2,300	12,900	3,230	18,150
60~63才	2,410	13,560	3,420	19,240

※上表は平成22年12月20日以降加入時(中途加入を含みます。)の保険料です。

☆概要の説明です。詳細のお問い合わせ・資料請求は下記へお願いいたします。

<取扱代理店>

株式会社 宏栄

〒107-0062 東京都港区南青山1-10-3 橋本ビル3階
TEL 03(3405)8661

<引受保険会社>

株式会社 損害保険ジャパン 本店営業第一部第二課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL 03(3349)3240



<http://www.zenben.org>

SJ10-07776 (平成22年11月5日作成)